

印西市民話絵本作成活用検討会設置要綱

(設置)

第1条 印西市の歴史及び文化を後世に継承する一環として、印西市にまつわる民話の絵本化及びその活用について検討を行うため、印西市民話絵本作成活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 民話絵本作成及び活用に関すること。
- (2) その他民話絵本作成及び活用のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員5人以内で組織する。

(検討会の委員)

第4条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 絵本の作成について知識を有する者
 - (2) 絵本の活用について実践又は知識を有する者
 - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし任期中に委員が欠けた場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は必要に応じて、委員以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

(検討会の庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育部大森図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討会の招集の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初の検討会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。